

○福祉事業の決定に対する不服の申出について

〔昭和51年6月10日地基審第30号
各支部長あて 理事長〕
第1次改正 平成7年8月1日地基審第46号

このたび、標記の件について、下記のとおり取り扱うこととしたので、その処理に遺漏のないようにされたい。

なお、貴支部管下職員等に関する周知方について配意されたい。

記

1 不服の申出

福祉事業の決定に対する不服の申出（以下「申出」という。）は、福祉事業の決定に不服のある者が当該決定を行った支部長に対してするものであること。

2 申出の方式

申出は、申出をする者（以下「申出者」という。）の氏名及び住所並びに申出の趣旨、理由及び年月日等を記載し、押印した書面を提出してすること。

3 申出の審査

申出の審査は、書面によるものとすること。ただし、申出者の申立てがあつたときは、支部長は、申出者に口頭で意見を述べる機会を与えるものとすること。

4 申出の審査の結果の措置

- (1) 支部長は、申出が理由がないと認めるときは、その旨及び理由を書面で申出者に通知すること。
- (2) 支部長は、申出が理由があると認めるときは、その申出に関し適切な措置をとるものとすること。

5 その他

- (1) 支部長は、福祉事業の決定の通知をするにあたっては、当該福祉事業の決定通知書の枠外下方に、福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出ができる旨を付記し、当該通知をするものとすること。
- (2) 支部長は、申出があつたときは、直ちに書面で理事長に報告するものとす

ること。また、申出の審査の結果の措置についても同様であること。